

3年ごと見直しの検討の充実に向けた ヒアリングにおける意見

2024年12月5日

(一社) 日本経済団体連合会 産業技術本部

I. 総論

II. 各論

- 本人同意を要しないデータ利活用
- プライバシー強化技術

III. 企業の責任

- Society 5.0 for SDGの実現には、個人の信頼を前提とした個人データの利活用が不可欠であり、デジタル社会における個人の権利利益の保護と利活用に関する俯瞰的な議論を深めることが必須
- デジタル行財政改革会議における全体的な議論を踏まえ、個人情報保護法制に係る個別の課題を検討すべき
- デジタル技術の深化によって、ビジネスモデルや生活者の価値観が多様化。起こり得るすべての事態を想定し、その対策を事前に法令で定めるという考え方は非現実的
- 「個人情報法が守るべき法益は何か」「個人の権利利益とは何か」などを見定め、認識を共有することが必要

〈本人同意を要しないデータ利活用〉(参考4 視点1,2,3,6)

- 同意取得の例外が認められる範囲を見直し、本人同意によらない方法での第三者提供や利活用の在り方を検討すべき
- 例えばEHDS (European Health Data Space) も参考にしつつ、データ管理機関やデータ利用者への監督等により、個人情報保護とデータの利活用を両立する制度も検討すべき
- 健康・医療や防災、教育、物流等、様々な領域におけるデータ連携・利活用推進は喫緊の課題

〈プライバシー強化技術〉

- PETsの社会実装の促進に向けた運用体制や基準、法制度の在り方等に関する検討を進めるべき



- 本人の同意を要しないデータ利活用やAI活用等を推進するにあたって、より一層のガバナンス体制の整備等、データの適正利用に向けた事業者の取組みが不可欠
- こうした事業者の取組みについて、消費者の皆様にも理解していただく機会を創出することが肝要
- 事業者の適正なデータ利活用と消費者の理解によって生み出される好循環が、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することを強く期待
- 経団連としてもこうした取組みの普及啓発等に一層取り組んでまいる所存

Keidanren
Policy & Action